

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 県議会の議長、副議長及び議員の平成23年5月1日から平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する特例選挙期日の前日までの間に支給されるべき議員報酬を、議長にあつては月額756,500円、副議長にあつては月額680,000円、議員にあつては月額654,500円とすることとした。（附則第28項関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年5月1日から施行することとした。（附則関係）